

「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために
学校全体としての取組を進めるための方策について」
(審議経過報告)

平成19年11月19日
中央教育審議会スポーツ・青少年分科会
学校健康・安全部会

はじめに

中央教育審議会は、平成 19 年 3 月 29 日に文部科学大臣から「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」諮問を受けた。

我が国の学校保健、食育・学校給食、学校安全に関しては、旧文部省に置かれた保健体育審議会において、平成 9 年に「生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方について」答申を行うとともに、本審議会においても、栄養教諭制度の創設を答申した平成 16 年の「食に関する指導体制の整備について」など、各課題について議論を行い、これらに基づき各種の施策が推進されてきたところである。

しかしながら、現在、社会状況等の変化に伴い学校保健、食育・学校給食、学校安全に様々な課題が生じている。学校保健については、ストレスによる心身の不調などメンタルヘルスに係る課題や、アレルギー疾患を抱える子どもへの対応にあたって、学校において子どもの状況を日々把握し、的確な対応を図ることが求められている。また、食育・学校給食については、子どもの食生活において朝食欠食、偏食、孤食といった課題が生じており、学校において食育を推進することが求められている。さらに、学校安全については、学校の内外において子どもが犠牲となる、あってはならない事件・事故、交通事故や自然災害などに対して、学校が適切な対応を行うことが求められている。

今回の諮問理由においては、このような課題に対応するために、教職員のそれぞれの役割を明確にし、かつ、相互の効果的な連携の在り方を探求した上で、学校全体の取組体制を整備すること、地域の専門家や関係機関の知見や能力を最大限に活用し、かつ、子どもの健やかな発達について大きな責任を有する保護者との連携を強化する取組や体制を整備・充実することの、二つの観点から検討を行うことが示された。

これを受け、中央教育審議会では、学校保健、食育・学校給食、学校安全について、スポーツ・青少年分科会に学校健康・安全部会を設置し精力的に審議を行ってきた。

今回の審議経過報告は、学校健康・安全部会として、これまでの審議の結果を整理したものであるが、今後、各方面からの御意見を頂き、さらに必要な議論を深めていきたいと考えている。

子どもの健康・安全を守るための基本的な考え方について

(子どもの健康・安全に関する考え方)

子どもが心身ともに健やかに育つことは、国や地域を問わず、時代を越えて、全ての人々の願いであり、子どもの心身の健康の保持増進が保障される社会を築いていくとともに、子どもの育つ環境が安全なものとして整えられ、また、子ども自身や保護者その他の人々が安心感をもって日々の生活を送ることができるような社会を築いていくため、たゆむことなく、一人一人が責任をもって、必要な取組を進めていかなければならない。

近年、社会状況や人々の生活状況の変化の中で、メンタルヘルス上の課題を抱える子どもや適切な食習慣の身に付いていない子どもが増加するとともに、子どもを標的とするあってはならない事件が発生するなど、子どもの健康と安全に関する新たな課題が生じており、その解決が求められている。

学校は、心身の成長発達段階にある子どもが集い、人と人との触れ合いにより、人格の形成をしていく場であり、子どもが生き生きと学び、運動等の活動を行うためには、学校という場において、子どもの健康や安全の確保が保障されることが不可欠の前提となる。

また、子どもは守られるべき対象であることにとどまらず、学校において、その生涯にわたり、自らの心身の健康をはぐくみ、安全を確保することのできる基礎的な素養を育成していくことが求められる。

(健康・安全に関する教育の方向性)

平成9年の保健体育審議会答申「生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方について」に示されているように、国民一人一人の心身の健康を基礎にしながら、楽しみや生きがいを持てることや、社会が明るく活力のある状態であることなど生活の質をも含む概念として「健康」をとらえることが一般的になりつつある。

世界保健機関(WHO)のオタワ憲章(1986年)において「人々が自らの健康をコントロールし、改善することができるようにするプロセス」として表現されたヘルスプロモーションの考え方は、20世紀の後半以降、世界的に広まっている。ヘルスプロ

モーシヨンの考え方においては、人々が自らの健康課題を主体的に解決するための技能を高めるとともに、それらを実現することを可能にするような支援環境づくりもあわせて重要であることが示されている。

学校教育においても、このヘルスプロモーションの考え方を取り入れ、現行の学習指導要領の総則において、体育・健康に関する指導は学校教育活動全体を通じ適切に行うものとしている。また、体育科・保健体育科における学習についても、ヘルスプロモーションの考え方が大幅に取り入れられている。

また、食は、子どもの成長発達や活動の源になるものであり、健康の保持増進を図る上で、適切な食に対する理解と実践する力を育成することが重要である。このことは、平成 17 年に制定された食育基本法においても、「子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも『食』が重要である」と規定されているところである。

さらに、安全については、子どもが安全に関する情報を正しく判断し、安全を確保するための行動に結び付けることができるようにすること、すなわち、自他の危険予測・危険回避の能力を身に付けることができるようにする観点から、発達の段階を踏まえつつ、学校教育活動全体で取り組むことが重要である。

このような、子どもに対する食育を含めた健康に関する教育、あるいは安全教育については、教育課程部会の審議を踏まえ、さらに発展充実を図ることが期待される。

(学校における健康・安全に関する推進体制の構築について)

本部会においては、諮問を踏まえ、学校における安全・安心な環境が確保され、子どもの心身の健康を守り、はぐくむことのできる体制の構築について審議してきた。

子どもたちが抱え、直面する様々な心身の健康課題に適切に対処し、解決していくためには、単に個人の課題としてとらえるだけでなく、学校、家庭、地域の連携の下に組織的に支援することが大きな意味を持つことに留意する必要がある。そのためには、学校においても、子どもと教職員の健康の保持増進のために組織的な取組が容易となるよう、校長のリーダーシップの下、日ごろから運営上の方針や原則について検討し、教職員の役割分担を明確にしつつ、体制を整えておくことが大切である。これは、ヘルスプロモーションを学校において具体的に展開するヘルスプロモーションスクールとしてWHOでも示されている。

また、安全については、その確保は子どもたちの生活を送る上での基盤として必須のものである。傷害をもたらす事故、犯罪被害、自傷行為等の防止を広く包含するセーフティプロモーションの考え方がWHOより提案されている。

このように子どもの健康・安全を守るために、家庭や地域と連携しつつ、学校全体で組織的な取組体制を築いていく考え方は世界的な動向であるといえる。

我が国においては、昭和33年に制定された学校保健法の下に、学校保健及び学校安全に係る取組が行われてきており、また、昭和29年に制定された学校給食法の下に、学校給食の普及が図られてきたところであるが、その後、半世紀の時間が経過した今日、改めて、食育を含めて、子どもの健康を守り、安全を確保する学校の取組の在り方を見直して、その充実を図っていく必要がある。

我が国の未来を担う子どもの育成に当たり、教育の基礎となる心身の健康・安全の確保と推進は、きめ細かな配慮と組織的な取組により実現が可能であり、そのための具体的方策について審議した結果を、分野ごとに以下のようにとりまとめた。

(取組に当たっての留意点について)

今日、学校の場合においては、様々な教育上の課題が山積している中で、教職員が子どもと向き合う時間を確保していくことが求められているが、以下に述べる諸提言は、教職員に過度の負担を新たに課すことを意図するものではない。学校として本来的に実施すべき取組が、健康・安全の保持増進を含め子どもの教育に第一義的な責任を持つ保護者との連携はもとより、関係機関との連携の下に、円滑かつ効果的になされることを期するものであり、また、そのようなものとして施策が実施されることが求められる。なお、子どもの健康・安全の保持増進を図るために校内体制を確立するに当たっては、各種の組織が効率的に運営されることが求められる。

また、学校における健康・安全に係る取組は、その性質上、家庭との連携、地域との連携が強く求められるものであり、健康・安全における連携は、学習指導面や生徒指導面において必要となる家庭や地域との協力関係の基礎を築く上でも重要な役割を果たすものとして位置付けられる。

さらに、子どもの健康を保持していくためには、子どもに基本的な生活習慣の一部である運動の習慣を身に付けさせることが重要である。そのため、学校における健康に係る取組を進めるにあたっては、スポーツ活動の推進や体力向上の取組との関係性を視野に入れて取り組む必要がある。

なお、学校において健康・安全の保持増進に係る取組が確実に、かつ効果的に実施されるよう、学校の設置者は、施設設備や管理運営体制の充実を図るとともに、国及び地方公共団体は、学校の取組に対して、必要な情報の提供や助言、指導その他の援助を行うことが求められる。

学校保健の充実を図るための方策について

1. 子どもの健康を取り巻く状況とその対応

(子どもの健康を取り巻く状況)

我が国における学校保健は、明治初期に学校衛生として始まり、現在の制度は、昭和 33 年に制定された学校保健法により形作られた。昭和 33 年当時は、寄生虫・トラコーマ・結核などの伝染病やう歯などが子どもの重要な健康課題と認識されていたが、これらの課題について学校保健は大きな成果を上げてきたといえる。

我が国の学校保健の特徴としては、健康診断や健康相談などの保健管理活動と、体育科・保健体育科をはじめ関連する教科などを通じ、子どもが自分自身や他者の健康課題を理解し、自ら進んで自己管理を行うことが生涯にわたってできるようにすることを旨とする保健教育の両者が行われ、また、保健教育の成果を活用して保健管理が行われてきた点があげられる。

近年、都市化、少子高齢化、情報化、国際化などによる社会環境や生活環境の急激な変化は、子どもの心身の健康にも大きな影響を与えており、学校生活においても生活習慣の乱れ、いじめ・不登校などのメンタルヘルスに関する課題、アレルギー疾患、性の問題行動や薬物乱用、感染症など、新たな課題が顕在化している。同時に、小児医療の進歩と小児の疾病構造の変化に伴い、長期にわたり継続的な医療を受けながら学校生活を送る子どもの数も増えている。また、過度な運動・スポーツによる運動器*疾患・障害を抱える子どもも見られる状況にある。

(子どもの健康をめぐる現代的な課題への対応)

子どもの健康課題は、昭和 33 年当時と比較して、多様化し、より専門的な視点での取組が求められるようになってきているが、このような現代的な健康課題の解決を図るためには、健康に関する課題を単に個人的な課題とするのではなく、学校、家庭、地域社会が連携して、社会全体で子どもの健康づくりに取り組んでいくことが必要である。

そのため、学校においては、地域の実情に即しつつ、子どもの教育に第一義的な責任を持つ家庭と、疾病の治療・予防にあたる医療機関をはじめとする地域の関係機関などと適切な役割分担の下に、相互に連携を深めながら子どもの心身の健康の保持増

*「運動器」とは、骨・関節、筋肉、靭帯、腱、神経など身体を支えたり動かしたりする器官の名称（「運動器の 10 年」日本委員会）

進を目指す学校保健を推進することが必要である。

また、これらの学校保健に関する取組については、学校、教育委員会、地方公共団体などの実施主体ごとに事前に計画を立て、その進捗状況を定期的に評価するとともに、その結果を相互に連絡し合い、今後の対策に生かしていくことが求められている。

2. 学校保健に関する学校内の体制の充実

多様化・深刻化している子どもの現代的な健康課題を解決するためには、学校内の組織体制が充実していることが基本となることから、すべての教職員が共通の認識（基本的な知識と理解）を持ち、校長のリーダーシップの下、学校保健計画に基づき、教職員の保健部（係）などの学校内の関係組織が十分に機能し、すべての教職員で学校保健を推進することができるように組織体制の整備を図り、保健教育と保健管理に取り組むことが必要である。

学校保健法

第2条 学校においては、児童、生徒、学生又は幼児及び職員の健康診断、環境衛生検査、安全点検その他の保健又は安全に関する事項について計画を立て、これを実施しなければならない。

（1）養護教諭

養護教諭は、学校保健活動の推進に当たって中核的な役割を果たしており、現代的な健康課題の解決に向けて重要な責務を担っている。平成18年度の調査によると、子どもの保健室の利用者は、1日当たり小学校41人、中学校38人、高等学校36人であり、養護教諭の行う健康相談活動がますます重要となっている。また、メンタルヘルスやアレルギー疾患などの子どもの現代的な健康課題の多様化により、医療機関などとの連携や特別な配慮を必要とする子どもが多くなっているのが現状である。そのため、養護教諭がその役割を十分果たせるようにするための環境整備が必要である。

養護教諭の職務は、学校教育法で「児童生徒の養護をつかさどる」と定められているが、具体的な職務内容についての定めはない。実際には、救急処置、健康診断、疾病予防などの保健管理、保健教育、健康相談活動、保健室経営、保健組織活動などを行っている。

また、子どもの現代的な健康課題の対応に当たり、学級担任等、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、スクールカウンセラーなど学校内における連携、また医療関係者や福祉関係者など地域の関係機関との連携を推進することが必要となっている中、養護教諭はコーディネーターの役割を担う必要がある。

このような養護教諭に求められる役割を十分に果たせるよう、養護教諭がつかさどるべき養護とは何か、その役割や職務がより明らかとなるような法制度の整備について検討する必要がある。また、それらについては、各種の研修会や指導参考資料などにより周知を図る必要がある。

養護教諭が子どもの現代的な健康課題に適切に対応していくためには、常に新たな知識や技能などを習得していく必要がある。

現在、国レベルの研修会としては、全国養護教諭研究大会や各地域で実施する研修などにおいて、指導者を養成する研修などを実施している。各都道府県においては、地方交付税措置により養護教諭新規採用研修会や養護教諭10年経験者研修会が行われているが、子どもの心身の健康課題の多様化や養護教諭の役割の拡大に対応した、より体系的な研修を進めるに当たり、研修日数が少なく不十分な状況にあるといえる。そのため、国が研修内容のプログラム開発を行い、実践的な研修内容のモデルを示すなど、地方公共団体における研修体制の充実を推進する方策について検討をする必要がある。

平成18年度養護教諭現職研修について（61県・政令市等調査）

養護教諭の新規採用研修は、概ね26日～28日が多く、10年経験者研修は15日前後が多い。

実施期間	新規採用研修	10年経験者研修
～9日	1	4
10日～19日	1	5 4
20日～29日	4 1	1
30日～39日	1 2	1
40日～	6	1
計	6 1 県市	6 1 県市

（全国学校保健・養護教諭担当指導主事会調べ）

養護教諭については一人配置が多いことから、初任者に対する研修を含め学校内外における研修に困難が生じたり、保健室来室者の増加や特別な配慮を必要とする子どもも多く、対応に苦慮している状況が見られる。現職養護教諭の育成や支援体制の充

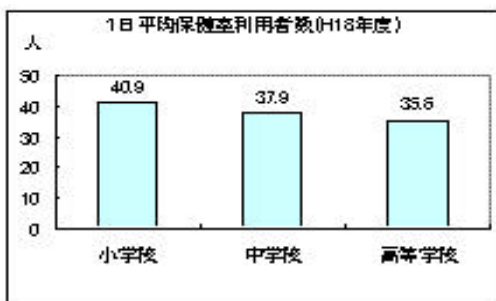
実を図るため、経験豊かな退職養護教諭などの知見を活用することについて検討を行うことが必要である。

深刻化する子どもの現代的な健康課題の解決に向けて、学級担任や教科担任等と連携し、養護教諭の有する知識や技能などの専門性を保健教育に活用することがより求められていることから、学級活動などにおける保健指導をはじめ保健学習への参画が増えており、養護教諭の保健教育に果たす役割が増している。そのため、保健教育の充実や子どもの健康課題に対応した看護学の履修内容の検討を行うなど、教員養成段階における教育を充実する必要がある。

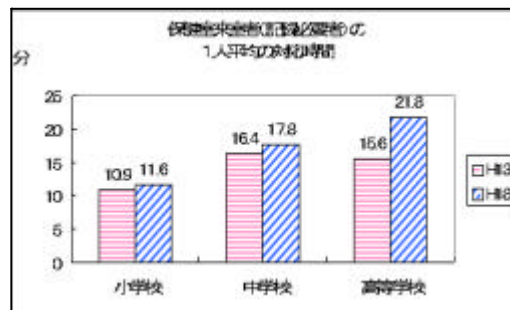
平成9年の保健体育審議会答申において、養護教諭の役割の拡大に伴う資質を担保するため、養護教諭の資質向上方策が検討され、養成課程及び現職研修を含めた一貫した資質の向上方策を検討していく必要があるとの提言が行われた。この答申を踏まえて、教育職員免許法の改正（平成10年）が行われ、養護教諭の役割の拡大に伴う資質を担保するために、科目「養護概説」、「健康相談活動の理論及び方法」が新設された。

保健室へ来室する子どもの心身の健康課題が多様化しており、また、来室者が多い上に、一人当たりの対応時間も増加しているため、一人の養護教諭では、十分な対応を図ることが困難な状況にある。また、特別な配慮を必要とする子どもが多い状況にあり、学校内や地域社会の関係者との連携の推進が必要であることから、養護教諭の複数配置の促進などを図ることが必要である。

1日平均子どもの保健室利用者数
(小・中・大規模校*を合わせた平均)



子ども1人平均の対応時間



* <学校規模>

小学校・中学校：小規模校 150～299人 中規模校 300～499人 大規模校 500以上
高等学校：小規模校 401～600人 中規模校 601～800人 大規模校 801以上

子どもの健康づくりを効果的に推進するためには、学校保健活動のセンター的役割を果たしている保健室の経営の充実を図ることが求められる。そのためには、養護教諭は保健室経営計画*を立て、教職員に周知を図り連携していくことが望まれる。また、養護教諭が充実した健康相談活動や救急処置などを行うための保健室の施設設備の充実が求められる。

(2) 保健主事

保健主事は、学校保健と学校全体の活動に関する調整や学校保健計画の作成、学校保健に関する組織活動の推進(学校保健委員会の運営)など学校保健に関する事項の管理に当たる職員であり、その果たすべき役割はますます大きくなっている。

このことから、保健主事は充て職であるが、学校における保健に関する活動の調整にあたる教員として、すべての教職員が学校保健活動に関心を持ち、それぞれの役割を円滑に遂行できるように指導・助言することが期待できる教員の配置を行うことやその職務に必要な資質の向上が求められている。

保健主事の職務に必要な能力や資質向上のためには、国が学校保健のマネジメントに関し具体的な事例の紹介や演習などによる実践的な研修プログラムを開発し、保健主事研修会、とりわけ新任の保健主事研修会で実施できるようにするなど研修の充実を図ることが求められる。また、研修会においては、「保健主事のための手引」や事例集などの教材を活用するなど、資質向上に向けた取組の充実を図る必要がある。

(3) 学級担任や教科担任等

学級担任等は、子どもと常に身近に接していることから、メンタルヘルスやアレルギー疾患などの子どもの現代的な健康課題に対応すべく、子どもたちと向き合う時間の確保や、日々の健康観察、保健指導、学校環境衛生の日常的な点検などを適切に行うことが求められている。保健学習については、とりわけ、学級担任、保健体育教諭、養護教諭などが連携して実施していくことが求められる。また、学校保健の組織的活動を活性化する上で、養護教諭や保健主事などとともに、学級担任などの一般教諭が一丸となって積極的に取組んでいくことが必要である。

* 保健室経営計画とは、当該学校の教育目標及び学校保健の目標などを受け、その具現化を図るために、保健室の経営において達成されるべき目標を立て、計画的・組織的に運営するために作成される計画。

しかしながら、一般教諭の学校保健活動に対する理解や学校保健活動に主体的に取り組む上での意識の不足が見られ、その担うべき役割が必ずしも十分果たされていないこともあるため、各大学や教育委員会の取組により、教員養成の段階や初任者研修をはじめとする各種現職研修の段階において、学校保健についての知識や指導方法について修得する機会を確保・充実することが望まれる。

健康観察は、学級担任、養護教諭などが子どもの体調不良や欠席・遅刻などの日常的な心身の健康状態を把握することにより、感染症や心の健康課題などの心身の変化について早期発見・早期対応を図るために行われるものである。また、子どもに自他の健康に興味・関心を持たせ、自己管理能力の育成を図ることなどを目的として行われるものである。日常における健康観察は、子どもの保健管理などにおいて重要であるが、現状は、小学校 96.4 %、中学校 92.3 %、高等学校 54.3 %で実施されており、学校種によって取組に差が生じている。

学級担任等により毎朝行われる健康観察は特に重要であるため、全校の子どもの健康状態の把握方法について、初任者研修をはじめとする各種現職研修などにおいて演習などの実践的な研修を行うことやモデル的な健康観察表の作成、実践例の掲載を含めた指導資料作成が必要である。

また、幼児期においては発熱など健康状態が変化しやすいことから、日々の健康観察を重視して、幼児の心身の健康課題の早期発見に努め、子どもや保護者への保健指導の充実を図ることが望まれる。

(参考)

教諭の養成課程における健康に関連する履修科目(必修科目)教育職員免許法

「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）」、「道徳の指導法」、「特別活動の指導法」、「生徒指導の理論及び方法」、「教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法」

「初任者研修目標・内容例(小・中学校)」(文部科学省初等中等教育局教職員課平成19年2月16日)における健康に関連する事項

[基礎的素養]

7 教育課題の解決に向けた取組、研修目標

「学校保健、安全指導の進め方」

- ・研修の目標：健康の保持増進に努める態度や意欲を育てる方法等を学び、実際の指導に生かすことができる。

「食に関する指導の進め方」

- ・研修の目標：学校教育全体で行う「食に関する指導」の意義やねらいを理解し、効果的な指導の方法を身につける。

[学級経営]

2 学級経営の実際と工夫

「日常の指導」

- ・研修内容：清掃、給食、休み時間、朝や帰りの会などの指導、健康や安全に関わる指導、けんかや対立など人間関係改善への指導、個別に配慮を要する児童生徒への指導。
- ・研修目標：日頃から児童生徒の学級生活の状況をよく観察し、学級生活上の課題を見定めるとともに、ねばり強く適切な指導、助言をすることができる。

(4) 校長・教頭等

学校経営を円滑にかつ効果的に実施していくためには、子どもの健康づくりが重要であることから、学校保健を重視した学校経営を行うことが求められる。特に、インフルエンザ、麻しんのような伝染病の校内まん延防止など、健康に関する危機管理は重要な課題である。

学校保健活動を推進し、子どもの現代的な健康課題の解決などを図るためには、校長自らが学校保健の重要性を再認識し、学校経営に関してリーダーシップを発揮することにより、学校内（学校保健委員会を含む）や地域社会における組織体制づくりを進めていくことが求められる。

しかしながら、管理職研修には、学校保健に関する内容の研修がほとんど組み込まれていないのが現状である。

学校保健について、校長・教頭等の意識の向上を図り、学校経営に関してリーダーシップを発揮できるようにするためには、各都道府県等で実施している管理職研修に子どもの現代的な健康課題の解決に向けた内容を設定するなど、学校保健に関する管理職研修の充実を図る必要がある。

(5) 学校医、学校歯科医、学校薬剤師

学校保健法では、「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に

関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する」とその職務が明記されている。また、同施行規則において、学校医、学校歯科医は健康診断における疾病の予防への従事及び保健指導を行うことが明記されている。

これまでの学校保健において、学校医、学校歯科医、学校薬剤師が専門的見地から果たした役割は大きいものであった。今後は、子どもの従来からの健康課題への対応に加え、メンタルヘルスやアレルギー疾患などの子どもの現代的な健康課題についても、学校と地域の専門的医療機関とのつなぎ役になるなど、引き続き積極的な貢献が期待される。

学校医、学校歯科医の主要な職務の一つとして、健康診断がある。健康診断においては、疾患や異常を診断し、適切な予防措置や保健指導を行うことが求められており、近年、重要性が増している子どもの生活習慣病など、新たな健康課題についても、学校医、学校歯科医は正しい情報に基づく適切な保健指導を行うことが必要である。また、学校の設置者から求められ、学校の教職員の健康診断を担当している学校医も見られるところであり、学校保健法に基づく職員の健康診断では、生活習慣病予防など疾患予防の観点からの健康管理の重要性が増していることから、教職員に対する保健指導が効果的に行われる環境を整えていくことについても、検討することが望まれる。

学校薬剤師は、健康的な学習環境の確保や感染症予防のために学校環境衛生の維持管理に携わっており、また、保健指導においても、専門的知見を生かし薬物乱用防止や環境衛生に係る教育に貢献している。また、子どもに、生涯にわたり自己の健康管理を適切に行う能力を身に付けさせることが求められる中、医薬品は、医師や薬剤師の指導のもと、自ら服用するものであることから、医薬品に関する適切な知識を持つことは重要な課題であり、学校薬剤師がこのような点について更なる貢献をすることが期待されている。

また、学校医、学校歯科医、学校薬剤師は、学校保健委員会などの活動に関し、専門家の立場から指導・助言を行うなど、より一層、積極的な役割を果たすことが望まれる。

近年、子どもの抱える健康課題が多様化、専門化する中で、子どもが自らの健康課題を理解し、進んで管理できるようにするためには、学校医、学校歯科医、学校薬剤師による専門知識に基づいた効果的な保健指導が重要である。その中でも、学校医、学校歯科医、学校薬剤師が、急病時の対応、救急処置、生活習慣病の予防、歯・口の健康、薬物乱用の防止などについて特別活動等における保健指導を行うことは、学校生活のみならず、生涯にわたり子どもにとって有意義なものになると考えられる。学校医、学校歯科医、学校薬剤師が保健指導を行うに当たっては、子どもの発達段階に

配慮し、教科等の教育内容との関連を図る必要があることから、学級担任や養護教諭のサポートが不可欠であり、学校全体の共通理解の上で、より充実を図ることが求められる。

(6) スクールカウンセラー

スクールカウンセラーについては、平成 7 年度から調査研究を実施しており、平成 18 年度には全国の公立中学校を中心に約 1 万校に配置・派遣されるに至っている。その成果として、スクールカウンセラー派遣校において、いじめ、不登校、暴力行為などの問題行動の発生率の減少が見られており、また、校長や都道府県・指定都市教育委員会を対象としたアンケートの結果からも、配置の効果を評価する意見や、小学校への配置、スクールカウンセラーの配置時間数の拡大などを希望する意見などが多く見られる。

「心の専門家」であるスクールカウンセラーは、子どもに対する相談、保護者や教職員に対する相談、教職員などへの研修のほか、事件・事故や自然災害などの緊急事態において被害を受けた子どもの心のケアなど、近年ではその活動は多岐にわたっており、学校の教育相談体制において、その果たす役割はますます大きくなっている。つまり、子どもの状態や子どもをめぐる緊急事態への見立て、個別面接、教職員へのコンサルテーション、関係機関との連携に関するつなぎ役など、臨床心理の専門性に基づく助言・援助は学校における組織的な相談体制の中で重要な役割を占めている。

多様化、深刻化している子どもの現代的な健康課題を解決するためには、メンタルヘルスに関する課題にも対応できるよう、校内組織にスクールカウンセラーの参画を得るなど、スクールカウンセラーを効果的に活用して、心身両面から子どもにかかわる養護教諭をはじめとした教職員との情報の共通理解や地域の専門機関との連携を推進していくことが求められる。

(7) 教育委員会における体制の充実

教育委員会においては、現在、各都道府県で学校保健を担当する指導主事として、養護教諭のほか一般教諭などが充てられている状況にある。今後、学校が学校保健活動を充実させるためには、指導主事による適切な指導・助言が不可欠であり、養護教諭出身の指導主事はもとより、養護教諭出身以外の指導主事などの学校保健に係る資質向上が求められる。

また、学校保健を担当する指導主事には、各学校の状況の適切な把握や、それを踏まえた改善のための指導・助言などの取組はもとより、地域学校保健委員会、学校保

健委員会などの組織づくりや設置された組織が活性化するための働きかけが求められる。

さらに、各学校への指導助言を充実する観点から、学校保健を担当する指導主事の複数配置や退職養護教諭の活用などが望まれる。なお、学校医等が教育委員に就任し、その専門的知見を踏まえて、児童生徒の健康の確保に関する教育委員会としての明確なビジョンが打ち出されたことにより、学校保健に対する意識が向上し、体制の充実が図られた事例も指摘されている。

各教育委員会においては、これらの取組を通じて教育委員会としての学校保健に関する体制の充実が望まれる。

(8) 学校環境衛生の維持・管理及び改善等

学校環境衛生の維持・管理は、健康的な学習環境を確保する観点から重要であることから、学校薬剤師による検査、指導助言等により改善が図られてきたところであり、その際の基準として「学校環境衛生の基準」(平成4年文部省体育局長裁定)が定められている。しかしながら、学校において「学校環境衛生の基準」に基づいた定期検査は、必ずしも完全に実施されていない状況があり、子どもの適切な学習環境の確保を図るためには、定期検査の実施と検査結果に基づいた維持管理や改善が求められている。そのため、完全に実施されていない要因やその対策について十分検討した上で、現在ガイドラインとして示されている「学校環境衛生の基準」の位置付けをより一層明確にするために法制度の整備を検討する必要がある。

また、域内の学校における日々の環境衛生を含む学校保健管理に関する諸課題に対応するために、都道府県の教育委員会には専門性を有する学校保健技師を置くことができることとされているものの、約半数の都道府県(26府県)では配置されておらず、また、その多くが非常勤となっている。

環境衛生などの諸課題に対しては、専門的な見地から可能な限り早期の助言指導を行う必要があること、維持管理や改善について市町村の教育委員会や関係機関との連携を図る必要があることから、学校保健技師の活用が望まれる。

学校保健法

第15条 都道府県の教育委員会の事務局に、学校保健技師を置くことができる。

2 学校保健技師は、学校における保健管理に関する専門的事項について学識経験がある者でなければならない。

3 学校保健技師は、上司の命を受け、学校における保健管理に関し、専門的技術指導及び技術に従事する。

学校保健技師の現状

医師 17人(うち常勤 4人)
 歯科医師 1人(うち常勤 1人)
 薬剤師 8人(うち常勤 8人)
 保健師 2人(うち常勤 2人)

(注) 都道府県によっては複数配置されている場合がある。

(文部科学省調査 平成 18 年 11 月)

また、平成 15 年 5 月 1 日に「健康増進法」が施行されるなど、学校における受動喫煙による子どもの身体への悪影響を防止する観点や、教職員に対する健康増進の観点からも、各学校において受動喫煙防止をより一層進めることについての検討が必要である。

健康増進法

第 25 条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

学校における受動喫煙防止対策の状況

(単位：校(％))

受動喫煙防止対策を講じている	50,554 (95.3)
[具体策]	
1. 学校敷地内の全面禁煙措置を講じている。	24,082 (45.4)
2. 建物内に限って全面禁煙措置を講じている。	12,511 (23.6)
3. 建物内に喫煙場所を設置し、分煙措置を講じている。	13,961 (26.3)
受動喫煙防止対策を講じていない。	2,485 (4.7)
合 計	53,039 (100)

(文部科学省調査 平成 17 年 8 月)

3 . 学校、家庭、地域社会の連携の推進

メンタルヘルスに関する課題やアレルギー疾患などの子どもの現代的な健康課題に適切に対応していくためには、学校が、学校内でできること、なすべきことを明確化し、すべての教職員間で共通理解を図るとともに、家庭、関係行政機関、医療機関などにもその内容を伝え、理解を求めることによって、適切な役割分担に基づく活動を行っていくことが求められる。

(1) 学校保健委員会

学校保健委員会は、学校における健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進するための組織である。学校保健委員会は、校長、養護教諭・栄養教諭・学校栄養職員などの教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者代表、児童生徒、地域の保健関係機関の代表などを主な委員とし、保健主事が中心となって、運営することとされている。

学校保健委員会については、昭和 33 年の学校保健法等の施行に伴う文部省の通知において、学校保健計画に規定すべき事項として位置付けられている。また、昭和 47 年の保健体育審議会答申においても、「学校保健委員会の設置を促進し、その運営の強化を図ることが必要である」と提言されているが、平成 17 年度の学校保健委員会の設置率は、小学校 81.9 %、中学校 78.6 %、高等学校 76.7 %にとどまっている。また、設置されていても開催されていない学校や、年 1 回のみで開催が多く、充実した議論が行われていないなど質的な課題がある。

学校保健委員会を通じて、学校内の保健活動の中心として機能するだけでなく、学校、家庭、地域の関係機関などの連携による効果的な学校保健活動を展開することが可能となることから、その活性化を図っていくことが必要である。

このため、学校において、学校保健委員会の位置付けを明確化し、先進的な取組を進めている地域の実践事例を参考にするなどして、質の向上や地域間格差の是正を図ることが必要である。

さらに、国、地方公共団体において、様々な資料を収集したデータベースを作成し、ホームページから一括してダウンロードできる環境整備を図るとともに、学校においては適切な管理の下に活用することや、普及のために啓発資料を活用した研修会を実施するなどして、学校保健委員会の設置の推進や質の向上を図っていく必要がある。

(2) 学校と家庭との連携の強化

近年、保健室に来室する子どもが増えており、来室の背景要因としては、「身体に関する問題」より「心に関する問題」が多くなっていることや、「家庭・生活環境に関する問題」も少なからず見られることから、学校と家庭との連携がより一層必要となっている。

また、メンタルヘルスに関する課題で、連携が円滑に進められなかった事例の主な理由として、小学校、中学校、高等学校ともに「保護者が連携に消極的であった」ことが挙げられている。

健康課題に関する子どもの支援に当たっては、家庭の理解と協力を得ることが不可欠なため、日ごろから家庭に対する啓発活動を行うなど、家庭との信頼関係の構築に絶えず努めておくことが必要である。また、PTAは、学校と家庭との連携を図る上で重要な組織であることから、これらと効果的な連携を図ることが必要である。

子どものメンタルヘルスに関する問題で、校内及び関係機関との連携が円滑に進まなかった主な理由

(単位：人)

	小学校	中学校	高等学校
校外の連携先を選ぶのが難しかった。	4	20	36
校外の連携先が協力的でなかった。	1	8	9
校外の連携先と学校の対応に違いが見られた。	13	31	18
校内関係者が連携に消極的であった。	8	33	45
校内外の連携のための時間の確保が難しかった。	12	30	20
保護者が連携に消極的であった。	83	124	104
校内における推進・まとめ役が明確でなかった。	13	45	54
その他	3	10	15

(「子どものメンタルヘルスの理解とその対応」(財)日本学校保健会 平成17年)

また、健康診断における事後措置や日常の健康観察などから、学校が家庭に医療機関の受診などを勧めても家庭の理解が得られない場合がある。適切な支援を行うためには、受診などの勧めに応えてもらう必要があるため、家庭や子どもに不安を与えないように、学校からの受診などを勧めるに当たっては、養護教諭、学級担任等、校長等、学校医等、地域の関係機関などが十分に連携する必要がある。

子どもの中には、心臓疾患や腎臓疾患、アレルギー疾患のように、その子どもの健康状態が適切に把握されていないと生命にかかわる事態が生じかねない子どもが少なからず見られる。心臓疾患や腎臓疾患などにおいては、「学校生活管理指導表」を用い

て、個々の子どもの疾患の状況に応じた学校生活上の指示が主治医からなされている。また、アレルギー疾患についても同様の指導表の作成に向けた検討が進められている。学校は、健康診断の事後措置の結果や指導表などにより、家庭や主治医から報告された健康情報を適切に把握し、個々の子どもに対する保健管理に生かしていくことが求められる。

また、そのような情報をもとに、学校は適切な配慮を行うことが求められるが、学校の実情に応じて実施可能なものとそうでないものがあることが考えられる。どのような配慮を行うか基本的な考え方について、教育委員会、学校、家庭、学校医、主治医が共通理解を図った上で、具体的な実施内容について学校と家庭が直接意見交換できる機会を設け、対応を決定することが重要である。

(3) 学校と地域の関係機関との連携の強化

子どもの現代的な健康課題に適切に対応するためには、学校や家庭を中心に、学校の設置者である地方公共団体等や地域の関係機関を含めた地域レベルの組織体制づくりが不可欠である。

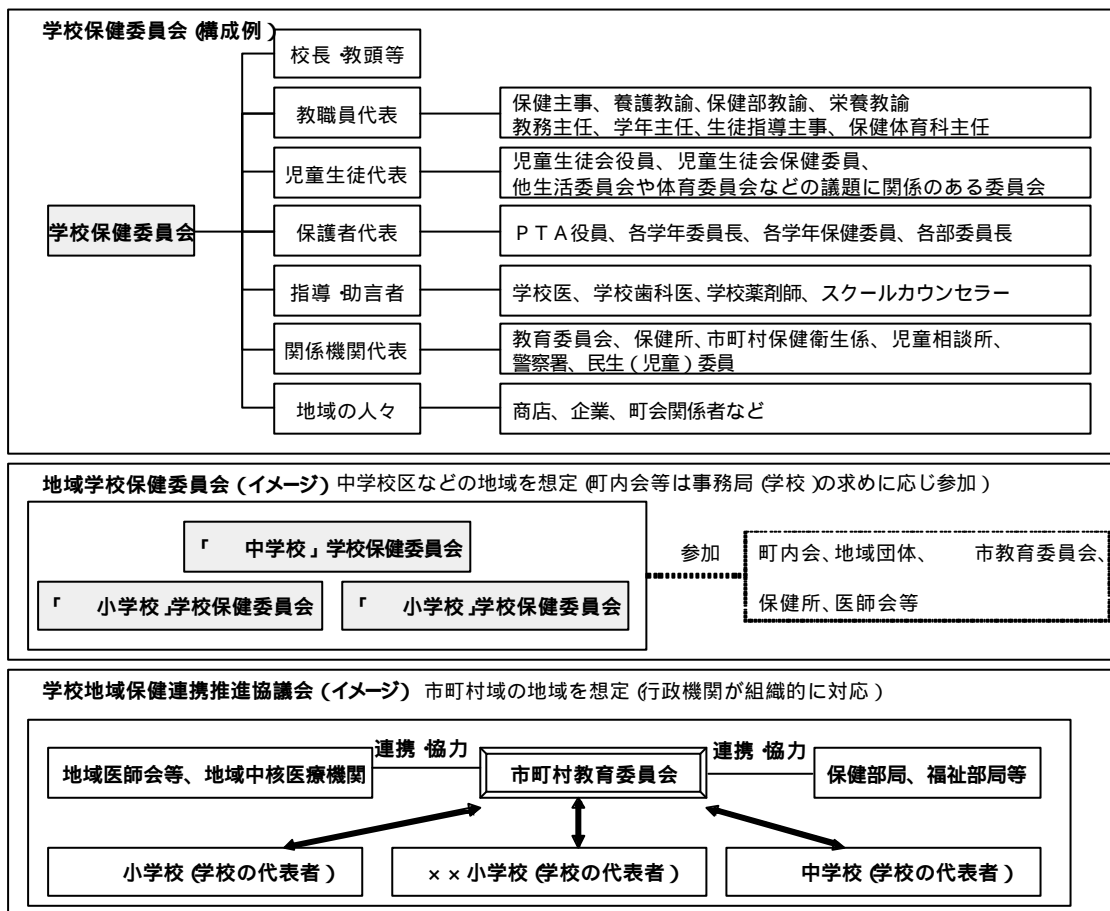
学校と地域の連携については、平成9年の保健体育審議会答申において、「地域にある幼稚園や小学校・中学校・高等学校の学校保健委員会が連携して、地域の子どもの健康課題の協議などを行うため、地域学校保健委員会の設置の促進に努めることが必要である」と提言されている。

このような中学校区などを単位とした学校間の連携は引き続き推進する必要があるが、子どもの健康課題は、その地域の特性を踏まえた取組の実施が重要であり、また、教育委員会はもとより母子保健や保健福祉などを担当する機関とも組織的に連携して対応していく必要がある。

このことから、市町村レベルにおいて、教育委員会と保健部局などの行政機関や地域の学校医・学校歯科医・学校薬剤師の関連する団体などが連携し、子どもの現代的な健康課題を検討し対応する場の設置が求められる。このため、例えば市町村教育委員会に「学校地域保健連携推進協議会（仮称）」を設置し、域内の学校の代表者（校長・教頭等や保健主事・養護教諭等）、小児医療などの専門家、母子保健や保健福祉などの行政関係者などの参画を得て、メンタルヘルスに関する課題、アレルギー疾患の増加、性の問題行動や薬物乱用、感染症や過度のスポーツや運動による運動器疾患などの子どもの現代的な健康課題に関して、地域の実情を踏まえた課題解決に向けた計画を策定し、それに基づき具体的な取組を進めるなど、地域ぐるみで計画的に取り組むことが必要である。

この計画においては、都道府県との連携を図りつつ計画を実行するに当たっての専門的サポートを誰が、どのように行うのかなど、子どもの健康課題に関して、学校や関係機関の果たすべき役割を明確にし、とるべき行動について具体的な年次目標を立て、それに向けた方策を策定することが望まれる。

また、都道府県教育委員会が、地元医師会などの協力を得て、学校に専門医を派遣し、子どもや保護者・教職員に対する啓発や個別の健康相談を行う取組が進められており、今後とも充実を図る必要がある。



学校における食育の推進を図るための方策について

1. 子どもの食を取り巻く状況とその対応

(子どもの食を取り巻く状況)

食は人間が生きていく上での基本的な営みの一つであり、健康な生活を送るためには健全な食生活は欠かせないものである。しかしながら、近年、食生活を取り巻く社会環境の変化に伴い、偏った栄養摂取、朝食欠食などの子どもの食生活の乱れや肥満傾向の増加、過度の痩身などが見られるところであり、また、増大しつつある生活習慣病と食生活の関係も指摘されている。

朝食については、「食べないことがある」とする小・中学生の割合は、小学校5年生で15%、中学校2年生で20%に達し、「ほとんど食べない」とする割合は、小学校5年生で3.5%、中学校2年生で5.2%となっている(平成17年度「児童生徒の食生活等実態調査」)。肥満傾向児(性別・年齢別に身長別標準体重を求め、その平均体重の120%以上の体重の者)については、小学校5年生男子で12.0%に達している状況である(平成18年度学校保健統計調査)。

食習慣は、子どものころの習慣が成長してからの習慣に与える影響が大きく、大人になって改めることは困難を伴うものであり、子どもが将来にわたって健康に生活していくことができるようにするためには、子どもに対する食に関する指導を充実し、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせることが重要な課題となっている。

また、食品の安全性や信頼性を揺るがす事案が生じ、国民の関心が高まる中で、食品の品質や安全性について正しい知識・情報に基づいて自ら判断できる能力(食に関する自己管理能力)を身に付けさせることが求められている。

昭和29年に、学校給食法が制定され、学校給食の法的根拠が明確になるとともに、「義務教育諸学校における教育の目的を実現するため」(同法第2条)とあり、学校給食が教育の一環であることが法的に位置付けられた。その後、学習指導要領においても学校給食が特別活動に位置付けられ、今日に至っている。

さらに、食に関する指導は、給食の時間以外にも、家庭科、技術・家庭科や体育科、保健体育科をはじめとした各教科や特別活動、総合的な学習の時間など、学校の教育活動全体を通じて広く行われてきており、学校においては、従来より、いわゆる「食

育」に関する取組が推進されてきたといえる。

現在では、食育を、食を通して健やかな心身と豊かな人間性をはぐくむことを目的とした、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものとしてとらえ、学校における食育の一層の推進が求められている。

(子どもの食をめぐる現代的な課題への対応)

近年、子どもの食生活の乱れが深刻化する中で、学校における食に関する指導を充実し、子どもが望ましい食習慣を身に付けることができるよう、平成16年に栄養教諭制度が創設され、平成17年4月から栄養教諭の配置が開始されているが、食に関する指導体制を整備し、学校における食育をさらに推進するためには、その配置拡大が不可欠である。

また、学校における食育の推進のためには、校長のリーダーシップの下に関係教職員が連携・協力しながら、栄養教諭が中心となって組織的に取り組む体制を充実するとともに、地場産物の活用の推進や米飯給食の一層の普及・定着など学校給食の充実を図ることが重要である。さらに、食に関する指導の効果を高めるためには、学校内の取組にとどまらず、学校、家庭、地域の連携・協力体制をつくることが求められている。

平成17年6月には、食育を生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付け、国民の食を取り巻く様々な課題等に対して、国が取組を行うに際しての理念、関係者の責務、施策の基本的な方向を明らかにした「食育基本法」が制定されている。同法に基づき、平成18年3月に政府の「食育推進基本計画」が策定され、内閣府をはじめ、文部科学省、厚生労働省、農林水産省等の関係各府省庁が実施する食育に関する施策について連携を図り、政府として一体的に取り組む体制が整えられるとともに、地域や社会を挙げて子どもに対する食育を積極的に推進することが求められている。

(1)「生きた教材」としての学校給食の充実

学校給食は、成長期にある子どもの心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図ることはもちろんのこと、食に関する効果的な指導に資するものである。

特に給食の時間では、準備から後片付けを通して、計画的・継続的に指導を行うことにより、子どもに望ましい食習慣や食に関する実践力、豊かな人間関係を構築する力を身に付けさせることが可能であるとともに、地場産物を活用したり、地域の郷土

食や行事食を提供することを通じ、地域の文化や伝統に対する理解と関心を深め、食に関する感謝の念をはぐくむことができるなど「心の教育」を含め高い教育効果が期待されている。

また、学校における食育を推進する上で、給食の時間のほか、各教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間等において、学校給食を教材として積極的に活用することが求められている。例えば、技術・家庭科において栄養バランスを学ぶ場合、当日の学校給食の献立を教材として学習し、授業後の給食の時間に、実際に見て食べることを通して学習内容の復習や確認を行うことにより理解を深める取組や、理科で栽培した植物や社会科で学習した地場産物など、教科等で使用する教材を食材として意図的に学校給食の献立に活用することで、学習内容をより身近にとらえさせる取組などが考えられる。

このように、学校給食は、子どもの成長発達や活動の源泉となるものであると同時に、極めて有効な教材として多面的な活用を図ることができるものであり、また、子どもが毎日の学校生活の中で特に楽しみとしているものの一つであって、生活の営みの一部であることから、自ずと子どもの興味・関心を引き出し得る特性を有している。このような特性にかんがみ、従前、各学校において、いわゆる「生きた教材」として活用が図られてきたところであるが、今後とも、食育を推進する上で、学校の教育活動全体を通じて、学校給食の有する教育的機能を最大限に発揮させることができるような取組が求められる。

給食の時間における指導は、教育課程上の特別活動として極めて重要な学校教育活動であることから、ゆとりを持って食事や指導ができるよう、地域や学校の実態に応じ、十分な給食の時間の確保に努める必要がある。

また、学習活動の場である教室を食事の場としてもふさわしいものに整える工夫や、食堂やランチルームを有効に活用して異学年や複数学級による会食を実施する取組など、子どもたちが明るく和やかな雰囲気の中で学校給食を楽しみ、豊かな人間関係を醸成することができるような食事環境の整備が求められる。

学校給食の法的根拠である学校給食法は、昭和 29 年に制定され、当初より学校給食が持つ教育的意義が盛り込まれているが、今日、食育の推進が重視されている中で、食への感謝の念や学校給食を通じた地域文化の理解、郷土への愛着など、学校給食が持つ食育推進上の教育的意義をさらに明確にすることを検討することが求められる。

学校給食法

(この法律の目的)

第 1 条 この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資し、かつ、国民の食生活の改善に寄与するものであることにかんがみ、学校給食の実施に

関し必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実を図ることを目的とする。

(学校給食の目標)

第2条 学校給食については、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 一 日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うこと。
- 二 学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと。
- 三 食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること。
- 四 食糧の生産、配分及び消費について、正しい理解に導くこと。

また、文部科学省では、学校給食法の趣旨に則り、学校給食を適正に実施するため、学校給食の実施の対象や実施回数、児童生徒1人当たりの平均栄養所要量等について定めた「学校給食実施基準」(昭和29年文部省告示)を告示している。

国の責任として、全国において一定水準以上の学校給食が実施されるよう基準を示すという観点から、「学校給食実施基準」をより明確に法体系に位置付けることを検討することが求められる。

なお、現在、小学校については全国の約99%が完全給食を実施しているが、中学校については実施率が約70%となっている。今後、中学校における学校給食の実施を含め、学校給食の更なる普及・充実を図り、学校給食が持つ食に関する指導の「生きた教材」としての意義を家庭だけでなく、広く国民に発信することが重要である。

(2) 学校給食における地場産物の活用や郷土食・行事食の活用

地場産物を学校給食に活用することにより、子どもが、より身近に実感を持って地域の自然、食文化、産業等について理解を深めることができたり、生産者や生産過程等を理解し、食べ物への感謝の気持ちを抱くことなどができるため、その活用が積極的に進められている。

政府の食育推進基本計画において、学校給食における地場産物の活用を促進するため、当該都道府県産の地場産物を使用する割合を平成22年度までに30%以上とすることを目指すこととしており、文部科学省では、各地域の地場産物の調達・納入方法や、地場産物を活用した食に関する指導の実践を集めた事例集を作成・配布(平成18年2月)し、地場産物の活用を促進している。

食育推進基本計画に記載のとおり、学校給食における地場産物の活用は、子どもが食材を通じて地域の自然や文化、産業等に関する理解を深め、関係者の努力や食への

感謝の念をはぐくむとともに、郷土への愛着を深めるという教育的意義を有するものであり、その意義を踏まえ、学校給食を活用して食に関する指導を行う際には、地場産物を積極的に活用し、地域の食文化への理解を図ることに配慮するよう法的に位置付けることを検討することが求められる。

地場産物の種類・量が少ない都府県での活用の促進方策も含め、各地域での地場産物の活用を推進するため、地域の生産者や関係機関と連携し、計画的、安定的に供給できる体制の確立や地場産物を使用した加工食品の開発のための支援を国が行うことが望まれる。

また、学校給食を通して、伝統的な日本文化である稲作・米食や郷土食、行事食について理解を深めることは、教育的意義を持つものであり、全国各地の郷土料理や伝統料理を取り入れた学校給食の献立を広く周知するための取組が望まれる。

2．食育・学校給食に関する学校内の体制の充実

(1) 学校の教育活動全体を通じた取組

学校における食育は、給食の時間を中心に、特別活動、各教科等の学校教育活動全体において、各教科等の指導内容・方法を生かしつつ、教科横断的な指導として関連付け、体系的に行うことが重要である。

このため、各学校において、食に関する指導の全体計画を作成し、校長のリーダーシップの下に関係教職員が連携・協力しながら、継続的、体系的な食育を行っていくとともに、関係教職員の食育に対する意識の向上を図ることが必要である。

文部科学省では、各学校における食に関する指導内容を充実させるため、教職員用の指導参考資料「食に関する指導の手引」を作成し、各学校の取組を支援している。その中で、食に関する指導に係る全体計画に掲げることが望まれる内容や全体計画の作成、全体計画を踏まえた指導を進めるに際しての留意点等を示すとともに、学校における食育の推進に中核的な役割を担う栄養教諭の果たす役割を提示している。

今後、学校における食に関する指導の全体計画の策定率を向上させ、継続的、体系的な食に関する指導を充実させるためには、学校給食を「生きた教材」として活用した食に関する指導の全体計画の作成に関し、法制度の整備を検討することが望まれる。

(2) 栄養教諭等

食に関する子どもの健康問題の深刻化に伴い、学校給食の栄養管理や衛生管理などの職務を行う学校栄養職員による担任教諭等の行う教科指導や給食指導への専門的立場からの協力が行われてきた。しかしながら、学校栄養職員が食に関する指導を行うために必要な専門性は制度的に担保されていなかったため、児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる職員として、平成 16 年度に栄養教諭制度が創設された。栄養教諭は、学校における食育の推進の要として重要な役割を担っており、各都道府県において配置が進んでいる。

栄養教諭は、学校給食の管理のほか、

）他の教職員と連携・調整し、食に関する指導の全体計画の策定など学校全体での取組に企画立案段階から中心的に携わるとともに、啓発活動や保護者への助言等、家庭や地域との連携を図るなど、学校の内外を通じ、食に関する指導のコーディネーターとしての役割を果たすこと

）給食の時間をはじめとする特別活動、関連する各教科などにおいて、学級担任や教科担任と連携しながら、食に関する指導を行うこと

）学級担任、養護教諭、学校医などと連携しつつ、肥満傾向、過度の痩身、偏食傾向の子どもや食物アレルギーを持つ子どもへの個別的な指導を行うこと
など学校における食育推進の中核的な役割を担っている。

栄養教諭の職務は、学校教育法で「児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる」と定められているが、具体的な職務内容についての定めはない。学校における食育の推進において、他の教職員や地域社会と連携しつつ、その要としての役割を果たせるよう、栄養教諭の役割・職務の明確化を図るための法制度の整備を検討するとともに、各種研修会をはじめ様々な機会を通じ、その周知を図る必要がある。

学校における食育を推進する上で、栄養教諭の果たす役割は極めて重要であるが、その配置は義務的なものではなく学校の設置者の判断にゆだねられており、未だ配置がなされていないなかったり、配置数が十分とはいえない都道府県が見られる。

栄養教諭の配置状況

平成 17 年度： 34 名（ 4 道府県）

平成 18 年度： 359 名（ 26 道府県）

平成 19 年度： 986 名（ 45 道府県）〔平成 19 年 9 月 30 日現在〕

各都道府県における栄養教諭の配置を促進するためには、国は栄養教諭制度の意義や具体的な成果を積極的に発信し、自治体や国民の栄養教諭制度に対する更なる理解の促進を図ることが求められる。

また、食に関する指導を充実するためには、多くの子どもが栄養教諭による指導を受けられるようにすることが重要であり、栄養教諭の定数改善を図ることが必要である。なお、将来的には、栄養教諭制度創設の趣旨に照らし、免許法認定講習の適切な実施を通じ、希望するすべての学校栄養職員が円滑に栄養教諭免許状を取得し、計画的に栄養教諭に移行することが望まれる。

栄養教諭が学校における食育の中核的な役割を担っていくためには、常に食に関する新しい情報を収集し、子どもに適切に指導を行うことができる指導力を身に付けることが重要である。

現在、栄養教諭に対する国レベルでの研修については、全国栄養教諭・学校栄養職員研究大会や各地域で実施する研修等における指導者の養成研修などを実施している。また、各都道府県においては、地方交付税措置により栄養教諭・学校栄養職員新規採用研修や経験者研修等が行われているが、教諭と比較して研修日数が少なく、不十分な状況といえる。このため、国が研修プログラムのモデルを示し、研修内容と研修体制の充実を図る必要がある。

学校栄養職員については、各学校の求めに応じてティーム・ティーチングや特別非常勤講師制度を活用し、子どもの食に関する指導に取り組んできている。学校栄養職員の職務には栄養教諭のように食に関する指導は位置付けられておらず、学校における食育の推進に果たす役割は異なるが、学校栄養職員は、栄養教諭への移行が想定される職員であり、今後とも食に関する専門性の向上を図り、学校の求めに応じて、食に関する指導に専門性を発揮することが望まれる。

(3) 学級担任や教科担任等

食に関する指導が栄養教諭の職務として位置付けられているが、このことは、栄養教諭自身が、食育に関して、その学校における子どもに対する指導のすべてを自ら行うことを想定しているものではなく、校長のリーダーシップの下に、学級担任や教科担任等すべての教職員が連携・協力し、担当する教科等において積極的に食に関する指導を行うなど、学校全体で食育を推進することが求められている。そのためには、教職員の意識啓発のための校内研修や、食に関する指導の全体計画に係る一連の取組等を行うとともに、学校内の食育を組織的に推進する役割を担う「食育推進委員会」などの校内委員会を組織し、校務分掌に明確に位置付けるなど、校内組織を充実させる必要がある。

その際、栄養教諭は、学校における食育の推進のための中核的な役割を担っていることから、食育責任者として校内委員会の取組を積極的に推進する役割が求められる。

一方、栄養教諭が配置されていない学校や学校給食を実施していない学校においても、校長を中心とした食育に関する取組が行われている学校も見られるが、全体としては、食に関する指導の全体計画を作成し、継続的、体系的な指導を行うことに関し課題があるといえる。

栄養教諭が配置されていない学校や共同調理場の受配校においては、教諭等が食育責任者となり、校内委員会の運営を行う必要があり、このような場合、本務校や共同調理場の栄養教諭や学校栄養職員と連携しつつ、自校の食育の推進に努めることが重要である。

食育の推進は、学校教育活動全体を通じて取り組むべき事項であるとともに、現在の栄養教諭の配置状況にかんがみると、学校における効果的な食育の推進には、栄養教諭以外の教職員の食に関する指導への関心を高め、その指導力を向上させることが大変重要であり、各大学や教育委員会の取組により、教員養成の段階や初任者研修をはじめとする各種現職研修の段階において食育についての知識や指導方法について修得する機会を確保・充実することが望まれる。

学校給食調理員にも学校における食育の取組に協力することが期待されていることから、学校給食調理員の研修においても、調理方法や衛生管理に関する内容に加え、食育の推進に関する内容を充実するとともに、学校における食育の推進には、すべての教職員の理解と連携・協力が必要であることにかんがみ、職種横断的な研修の取組など新たな研修なども有効である。

また、肥満傾向や偏食、食物アレルギー、咀嚼不足など、食に関する健康課題を有し、個別的な対応や相談指導が必要な子どもに対しては、学級担任等や養護教諭、栄養教諭、関係教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等が共通理解に立ち、連携して取り組むことが大切であり、学校内においては関係教職員からなる指導体制を整備することが望まれる。

高等学校においては、生徒が健全な食生活を主体的に実践し得る発達段階にあることを考慮し、学校の教育活動全体を通じて食育に取り組むことによりその充実を図ることが望まれる。その際、家庭科、保健体育科等関係する教科、ホームルーム活動や生徒会活動等の特別活動、総合的な学習の時間を中心とし、地域の有識者等も活用しながら、それぞれの特質に応じた食に関する指導を適切に行うことが重要である。

(4) 校長・教頭等

学校における食育の推進に当たり、校長は、栄養教諭を中心とする食に関する指導の全体計画の作成を指揮し、校内体制を整備して学校教育活動全体で積極的な取組が行われるよう全校的な視点から関係教職員を指導することなどが求められる。

食に関する指導や衛生管理を含む学校給食の管理において、責任者である校長のリーダーシップが学校全体の意識向上と取組の活性化に与える影響が極めて大きいことにかんがみ、校長が適切なリーダーシップを発揮できるようにするため、各都道府県等における管理職研修をはじめ食育や食に関する指導の重要性について周知を図る取組を推進することが必要である。

なお、管理職である副校長、教頭についても同様な取組が求められる。

(5) 学校給食における衛生管理の徹底

学校給食において、安全・安心な食事の提供は大前提であり、食品、調理作業、施設設備や調理員の衛生管理の徹底を図り、食中毒等の発生を防止することが不可欠である。

食中毒を防止し、安全な学校給食を提供するため、文部科学省では「学校給食衛生管理の基準」(平成9年文部省体育局長裁定)を作成し、局長通知により各学校に学校給食の衛生管理の徹底を要請している。

しかしながら、これらの基準を遵守した学校給食を実施することは市町村や各学校の判断にゆだねられており、関係者の食中毒に対する意識や衛生管理が不十分なため、食中毒が発生している事例も見られることから、より安全で安心な学校給食の実施のためには、学校給食における衛生管理を今後さらに強化していくことが必要である。

このため、国の責任として、一定水準以上の衛生管理がすべての学校で行われるよう基準を示すという観点から、「学校給食衛生管理の基準」を法体系に位置付けることを検討することが必要である。

食中毒が発生した場合の迅速な状況確認、対応のための分析や留意事項等の全国への情報提供の体制を構築することが求められる。

3. 学校、家庭、地域社会の連携の推進

学校において食育をより効果的に推進するためには、栄養教諭が中核となり家庭や

地域との連携を図りつつ食に関する指導を行うことが重要である。

家庭や地域と連携した取組を進めるためには、食育の目標や具体的な指導内容・方法、学校で指導を行う時期等について、あらかじめ保護者や地域の関係者等に説明し、理解を得ることが有効であり、その意味でも食に関する指導の全体計画の策定は重要である。

(1) 学校と家庭との連携の強化

食に関する問題は、本来、家庭が中心となって担うものである。子どもたちに健全な食生活を実践する力を身に付け、習慣化させるためには、教育活動として様々な配慮の下に実施されている学校給食を活用した学校における取組のみならず、家庭において、楽しく食卓を囲み、家族のコミュニケーションを大切にしながら、基本的な食事のマナーや望ましい食習慣の確立に向けた適切な取組がなされる必要がある。

しかしながら、社会環境の変化や食生活をめぐる状況の変化により、保護者が子どもの食生活を十分に把握し、管理していくことが困難になってきているため、子どもの望ましい食習慣の形成については、家庭を中心としつつ、学校や地域社会においても積極的に取り組んでいくことが重要である。

このため、給食だよりなどにおいて学校の取組を紹介したり、給食の試食会や親子料理教室などを開催したりして、食育について学校から家庭への啓発が行われているが、食に関する指導の効果を上げるためには、やはり家庭の理解と協力や家庭における子どもへの食に関する指導が不可欠であり、今後とも家庭への情報提供や啓発活動を促進する必要がある。

また、食に関する対応については、家庭からの情報収集を積極的に行ったり、食の大部分を担う家庭に対し、栄養や食事に関する助言を行ったりするなど密接に連携を図るとともに、医学的な対応を要するものについては、主治医や専門医との連携を図りつつ対応することが必要である。

さらに、現在、「早寝早起き朝ごはん」国民運動など子どもの基本的な生活習慣を育成し、生活リズムを向上させるための取組が実施されているが、学校・家庭・地域社会が連携した子どもに対する食育を推進するためには、このような活動と連携することも効果的である。

(2) 学校と地域社会との連携の強化

学校における食育を推進するためには、食に関する指導の全体計画に基づき、地域の生産者や食に関する知識・経験を有する地域の人材を積極的に活用したり、食生活の改善のために活動しているNPO等の協力を得るなど、地域社会との連携・協力を進めていくことが効果的である。

その際、学校に設置されている「食育推進委員会」や、共同調理場に設置されている運営委員会等、既存の組織を活用することも考えられる。

総合的な学習の時間などにおいて、農作業等の体験活動を実施するに当たり、地域の生産者や生産者団体の担当者に指導を受けながら栽培し、収穫した農作物などを学校給食に活用したり、地域の方を交流給食会等に招待したりするなど地域と連携した取組が行われている。今後とも、地域社会と連携しつつ、子どもたちが食料の生産から消費等に至るまでの食に関する体験活動に参加し、自然の恩恵の上に貴重な食料生産が成り立っていること、食という行為は動植物の命を受け継ぐことであること、食生活は生産者をはじめ多くの人々の苦労や努力に支えられていることを実感する機会が確保されることが望まれる。

また、地域の有識者等を特別非常勤講師やゲストティーチャーとして活用し、食に関する指導への協力を得ることも有効である。

学校における食育を推進するため、市町村教育委員会等が中心となり、保育所、幼稚園、小中学校、栄養教諭（学校栄養職員）、地域の関係機関、農林漁業者、保護者等をメンバーとする「地域食育推進委員会（仮称）」などを設置し、一貫した指導に取り組むことが望まれる。

なお、各地域において、子どもに対する食育を推進するためには、市町村教育委員会のみならず、保健部局や農政部局等の関係行政部局が緊密な連携を図り取組を推進する必要がある。

学校安全の充実を図るための方策について

1. 子どもの安全を取り巻く状況とその対応

(1) 子どもの安全をめぐる現状及び対応について

(子どもの安全を取り巻く状況)

子どもの身のまわりで毎年多数の事故が発生している。例えば、小学校では休憩時間を中心に、中学校・高等学校では課外活動などにおいて、捻挫、打撲、骨折などの負傷などが年間約 120 万件*発生している。(*独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害共済給付の対象となった災害の件数)

あわせて、近年、学校に不審者が侵入して子どもや教職員の安全を脅かす事件や、通学路で子どもに危害が加えられる事件が発生し、大きな社会問題となっている。

また、交通事故は、成人も含め平成 18 年には約 89 万件発生し、負傷者が約 110 万人、死者が約 6,400 人に上っている。子どもの交通事故による死亡者数は近年減少傾向にあるが、なお約 240 名に上り、また、負傷事故も多数発生するなど子どもの安全に対する大きな脅威となっている。

さらに、平成 7 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災は、児童生徒など 300 名以上を含む 6,000 名を超える死者を数えるとともに、多数の市民が被災した。その後も、平成 16 年 10 月の新潟県中越地震、平成 17 年 3 月の福岡県西方沖地震、同年 8 月の宮城県沖地震、平成 19 年 3 月の能登半島地震、同年 7 月の新潟県中越沖地震が発生するとともに、平成 16 年 7 月の新潟・福島豪雨災害、同年 10 月の台風 23 号、平成 19 年 7 月の台風 4 号などの風水害も発生している。

このような子どもの安全を脅かす事件・事故に対応して、学校では防犯を含む生活安全、交通安全、災害安全(防災)のそれぞれの分野について、学校内の施設設備の安全点検や、交通安全を中心とした通学路における取組など安全管理のための取組を進めるとともに、避難訓練などを含め子ども自身に安全を守るための能力を身に付けさせる取組が行われてきた。また、近年発生している学校への不審者侵入事件などに対する取組が進められてきた。

(子どもの安全をめぐる課題への対応)

子どもの安全を守るための取組を進めていくためには、

）安全な環境を整備し、事件・事故の発生を未然に防ぐための事前の危機管理

）事件・事故の発生時に適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑えるための発生時の危機管理

）危機が一旦収まった後、心のケアや授業再開など通常の生活の再開を図るとともに、再発の防止を図る事後の危機管理

の三段階の危機管理に対応して、安全管理と安全教育の両面から取組を行うことが求められている。

そのため、学校における子どもの安全を守る体制の整備を推進するとともに、情報化、車社会化をはじめ、地域によって差異があるが、過疎化、都市化、学校に対する意識の変化や地域コミュニティのつながりの希薄化などの地域や社会状況に適切に対応しつつ、学校・家庭・地域の連携の下で子どもの安全に関する取組を進めていくことが必要である。

また、安全を守るための取組が適切に行われるようにするためには、内容や手段、学校内の取組体制が適切であったか、地域との連携が適切に進められていたかなど定期的に取組状況をふりかえり、点検し、次の対策につなげていくことが必要である。

さらに、事件・事故を防ぐためには、その原因となるいじめ、薬物乱用などの課題の解決や情報モラルの確立などが必要であることから、生徒指導や学校保健のための取組との連携が求められている。

（２）子どもの安全を守るための学校、家庭、地域の役割について

上記のような子どもの安全を守るための取組を進めるためには、学校、家庭、地域が連携しつつ対策を進めることが必要である。一般的には、学校内における子どもの安全は、学校が中心となって、家庭と地域の協力を得つつ確保し、通学路など学校外における子どもの安全については、学校、家庭、地域が、それぞれの状況を勘案し、適切な役割分担の下で協力しつつ、確保することが求められている。

さらに、学校、家庭、地域が子どもの安全に関する取組を進めるに当たっては、学校の施設設備や人的体制の充実、地域の治安体制の強化などが必要となる。そのため、地方公共団体や国が子どもの安全確保の重要性を認識し、積極的な支援を行うことが求められている。

(子どもの安全を守るための学校の役割について)

学校に求められる役割として第一に挙げられるのは、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間など学校の教育活動全体において行われる総合的な安全教育によって、子ども自身に安全を守るための能力を身に付けさせることである。

具体的には、

）日常生活における事件・事故、自然災害などの現状、原因及び防止方法について理解を深め、現在や将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意思決定や行動選択ができるようにすること、

）日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善できるようにすること、

）自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し、貢献できるようにすること

などについて、発達段階に合わせて、子どもの能力をはぐくむことが求められている。

次に、学校においては、施設設備の安全点検などにより、安全な環境づくりを行うとともに、開かれた学校という理念を前提としつつ、教育活動中における事故や災害、学校への不審者侵入による事件などから子どもを守ることも求められている。

さらに、学校においては、小学校・中学校を中心に登下校において子どもの安全が確保されるよう、地域の実情を考慮して通学路の設定を行っており、設定した通学路について定期的に点検を行うなど、通学路を含めた学校外の子どもの安全について一定の対応をとることが求められている。

(子どもの安全を守るための家庭の役割について)

家庭は、自宅や自宅周辺などにおける一般的な安全を確保することが求められている。また、防犯や交通安全を目的とした学校内や登下校時の巡回などの学校内外の子どもを守る活動へ協力することが期待されている。あわせて、家庭は、現在子どもが直面している危険に対する指導や自他の生命の尊重の態度の育成を中心に、安全教育についても大きな役割を果たすことが求められる。

(子どもの安全を守るための地域の役割について)

地域は、地域の安全な環境を整備するとともに、ボランティア等として学校内外における巡回などの取組を行うことが期待されている。あわせて、「子ども110番の家」など事件発生時の緊急対応に協力することも期待されている。

なお、学校や家庭、また、地域のボランティア等が子どもの安全を守る取組を推進したとしても、子どもの安全を脅かす課題は、あらゆる場面において生じうることから、学校内や通学路などにおける子どもの安全を守ることに加えて、地域全体の治安を向上させ、犯罪や事故が起こりにくい社会を構築していくことが求められる。

現在、多くの都道府県等において、生活安全条例を制定し、警察や学校による子どもの安全のための取組はもとより、住民の自主的な活動の推進や地域社会の一員としての事業者の努力を求め、犯罪の防止に配慮した道路、公園や住宅の普及など、警察、消防、道路交通、公園、街づくりなどすべての行政分野において連携を図りつつ安全・安心なまちづくりを進めている例が見られ、このような取組を進めていく必要がある。

2. 学校安全に関する学校内の体制の充実

学校が、学校内で、また、学校外においても子どもの安全を守るための一定の取組を進めていくためには、校長等管理職のリーダーシップの下、総合的な計画を策定しつつ、学校内における体制を整備することが求められている。

(1) 学校安全の計画的な実施について

子どもの身のまわりの事件・事故や自然災害はあらゆる場面において発生しうることから、すべての教職員が学校安全の重要性を認識し、様々な取組を総合的に進めることが求められている。そのため、学校安全に関して総合的な計画（学校安全計画）を作成し、教職員の共通認識の下で計画に基づく取組を進めていくことが重要である。

現在、学校保健法では、学校保健安全計画を立て、これを実施することが規定されているが、計画に盛り込むべき安全に関する内容としては安全点検のみが例示されている。

学校が取り組むべき安全課題に適切に対応するためには、日常生活における事件・事故、交通事故や自然災害に対する対応について、学校保健安全計画に定めることを法的に明確にすることを検討する必要がある。

また、安全教育と安全管理の両者を盛り込んだ計画を策定している例が多いが、安全管理のみの計画にとどまる学校も見られ、避難訓練を含め安全教育に関する計画も盛り込んだ計画を策定することが必要である。

学校保健法

第2条 学校においては、児童、生徒、学生又は幼児及び職員の健康診断、環境衛生検査、安全点検その他の保健又は安全に関する事項について計画を立て、これを実施しなければならない。

学校保健安全計画の概要

- ・安全管理、安全教育いずれかの内容だけである小学校（15.2％）
- ・安全管理と安全教育の両方の内容が含まれる小学校（84.3％）

（文部科学省調査 平成16年度）

（2）安全点検など環境の整備について

（環境整備に関する法的制度について）

学校における安全な環境を整備することは危険を予防する上で極めて重要である。そのため、学校保健法では、日常的に安全な環境の維持に努め、毎学期1回以上、子どもが通常使用する施設設備の異常の有無について、系統的に安全点検を行うとともに、必要があるときは臨時に安全点検を行い、安全点検の結果に基づき危険箇所の明示、施設設備の修繕などの事後措置を行うこととされている。

各学校の抱える様々な課題に対して適切に安全対策が行われるよう、学校保健安全計画と同様に日常生活における事件・事故や自然災害に対応した安全点検がなされ、また、通学路の安全点検を行うことについて法的に明確にすることを検討する必要がある。

なお、労働安全衛生法に基づき一定規模の学校において、教職員の安全を守るという観点から安全確保のための組織を整備し、安全点検を行うこととされており、同法に基づく学校の安全確保のための取組を着実に実施する必要がある。

学校保健法

第3条の2 学校においては、施設及び設備の点検を適切に行い、必要に応じて修繕する等危険を防止するための措置を講じ、安全な環境の維持を図らなければならない。

学校保健法施行規則

第22条の5 法第2条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期一回

以上、児童、生徒、学生又は幼児が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。

第22条の6 学校においては、前条の安全点検に行つたときは、その結果に基づき、必要に応じて危険箇所の明示、施設及び設備の修繕等危険を防止するための措置を講じなければならない。

第22条の7 学校においては、前二条に定める措置をとるほか、常に、設備等の整理整頓に努めるとともに、危険物の除去等安全な環境の維持に配慮しなければならない。

(学校施設等の安全性の確保について)

学校施設は子どもが一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、非常災害時には地域住民の緊急避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保は極めて重要である。

学校施設についても前述のように学校保健法に基づき、安全点検を行うこととされているが、学校施設の安全性を確保するためには、平常時の安全性のみならず、地震や台風などの自然災害に対する構造上その他の安全性を確認することが重要である。そのため、日常的又は毎学期1回以上定期に行う安全点検に加え、数年ごとなどの中長期的に行う各学校の設置者における安全点検の実施について明確化することを検討する必要がある。

また、学校の設置者においては、喫緊の課題である学校施設の耐震化を推進するとともに、安全上問題のある老朽施設の解消を図る必要がある。

さらに、学校への不審者侵入による事件や教育活動中における事故を未然に防ぐために、防犯カメラや防犯センサーなどの防犯監視システムの導入など、施設設備面からの対策を行う必要がある。あわせて、非常時の対応のために、自動体外式除細動器(AED)など安全確保のための物的整備を行うことも重要である。これらについては、人的体制の整備等の取組とあわせて有効な活用が図られることが必要である。

(3) 学校における人的体制の充実について

学校保健安全計画の原案の作成や日常的な安全管理活動の実施など事前の危機管理

を円滑に進めるために、学校安全に関する学校内の体制として、多くの学校において保健安全委員会（部）、学校安全委員会（部）など安全に関する組織が校務分掌上位置付けられている。

学校安全に関する組織の状況

- 何らかの形で学校安全に関する組織を設置している小学校（97.6%）
- ・学校安全部、安全委員会等独立した安全関係の組織を設置（22.2%）
- ・保健安全部、保健安全委員会等保健と併せて安全関係の組織を設置（22.6%）
- ・生徒（生活）指導部、特別活動部、保健部、保健委員会等の中に係や担当として位置付け（52.8%）

（文部科学省調査 平成15年度）

しかしながら、安全に関する様々な取組が複数の部（係）において、分散して行われている例（けがの防止については保健部、防災（訓練を含む）については管理部、交通安全については指導部等）が見られる。このような場合、具体的な取組はそれぞれの担当が行うが、各種計画の策定、学校内の学校安全活動の企画・調整について、関係教職員の連携の核となる教職員（例えば、学校安全主事・主任等）を校務分掌の中で明らかにし、学校安全を推進する学校も見られ、各学校において、このような体制の整備を図ることも有効である。

また、学校を不審者から守るためには、実際の人々の力によって子どもの安全を確保していくことが求められている。

そのため、学校や学校の設置者の判断により、警備員を配置し、学校内の子どもの安全を守る取組を進める学校が見られる。また、ボランティアなどが学校内を巡回したり、常駐するような取組も見られる。学校と地域が連携して子どもの安全を確保する観点から、学校や学校の設置者において、地域の実情に応じて、このような外部の人材を活用した人的体制を充実する取組を今後とも進めていく必要がある。さらに、地方公共団体や国においても、学校における安全に関する人的体制の充実が図られるよう適切な支援を行うことが必要である。

警備員の配置状況

- ・警備員（夜間警備やボランティアによる巡回等は除く）を配置している小学校（11.8%）

（文部科学省調査 平成17年度）

(4) 緊急時の体制の整備について

子どもの安全を確保するための取組の中でも、学校への不審者の侵入事件や地震など突発的、外因的に発生し、その後の被害の拡大が予想される事件・事故の発生時の安全管理については、校長などの管理職の下、学校全体で対応に当たる特別な体制をあらかじめ構築しておくことが求められる。

そのため、多くの学校においては、学校に不審者が侵入した場合を念頭に、内容の精粗はあるが、緊急時の対処方法、情報の連絡・共有、応急手当、報道機関や関係者への適切な情報提供、被害にあった子どもの心のケアなど必要な方策の具体的な内容とその実施体制を「危機管理マニュアル」として定め、教職員への周知を図っている。また、文部科学省において各学校のマニュアル作成に当たっての参考となるよう「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」をまとめている。

防犯マニュアルの策定割合

- ・ 防犯マニュアルを活用している小学校（99.9%）
- ・ 学校独自の防犯マニュアルを作成している小学校（95.0%）

（文部科学省調査 平成17年度）

危険発生時の学校の対応を円滑に進めるため、あらかじめすべての学校において、学校や地域の状況に合わせて学校の教職員がとるべき措置の具体的な内容、手順等を記載した危機対応方策が策定されるよう、その作成の必要性を法的に明確にすることも含め危機対応方策の策定を促進することを検討する必要がある。

なお、危険発生時においては、学校の設置者の支援が重要であることから、方策の策定に当たっては、学校と教育委員会など学校の設置者との連携・協力が重要である。

(5) 学校安全に関する教職員の資質の向上と研修の充実

子どもの安全確保の重要性について、教職員の意識を向上させるとともに、知識・技能を身に付けさせるために、都道府県等において教職員向けの研修が行われるとともに、避難訓練や防犯訓練を含め防災や防犯分野を中心に多くの学校において安全に関する校内研修などが行われている。さらに、初任者研修について文部科学省から示されているモデルカリキュラムの中でも、学校安全に関する下記のような研修が示されている。あわせて、学校安全に関する科目を教員免許の取得に当たって必修とする大学も見られ、また、教員の学校安全に係る能力の向上のための具体的な教育プログラムについて研究を行うなど教員養成段階から安全教育を充実している大学も見られ

る。

防災・防犯に関する校内研修の実施率

- | | |
|-----------------------|----------------|
| ・(小学校) 防災に関する校内研修の実施率 | 71.5% (平成16年度) |
| 防犯に関する校内研修の実施率 | 95.8% (平成17年度) |

(文部科学省調査)

初任者研修目標・内容例(小・中学校)(文部科学省初等中等教育局教職員課)

5. 学校の組織運営

- ・安全管理・事故の防止

(学校事故防止と安全対策等のマニュアルの理解や非常時の組織的行動と役割等を理解し、行動できる。)

7. 教育課程の解決に向けた取組

- ・学校保健、安全指導の進め方

(各教科・領域と安全に関する内容との関連を十分に図り、指導できる。交通安全指導の考え方や指導法の要点を学び、実際の指導に生かすことができる)

教員養成段階から安全教育を重視している大学の例

- ・日本体育大学や大阪教育大学等においては、教職課程において安全教育に関する科目を必修としている。
- ・日本女子大学においては、文部科学省から「資質の高い教員養成推進プログラム」の支援を受け、平成18年度より学校安全主任養成のための大学院教育プログラムを開発している。

このような中、すべての教職員の安全に関する知識・技能を向上させるためには、各学校において、安全な環境の整備、様々なケースに対応した防犯・避難訓練、心肺蘇生法、心のケアなど事前、発生時、事後の三段階の危機管理に対応した校内研修を行うことが必要である。そのため、国においては、全国で教職員が一定の知識を持つことができるよう、最新の安全知識や優れた取組事例などについて教職員用教材を作成することが求められる。

また、各学校や教育委員会の取組により初任者研修をはじめとする各種現職研修の

段階において、安全についての知識や指導方法について修得する機会の確保・充実を図る必要がある。さらに、各大学の取組により、教員養成段階においても安全に関する教育を充実することが求められる。特に、地方公共団体等において、前述した学校の安全対応に関して中核となる教職員に対して、学校安全に関するマネジメント研修などを行うことが求められている。

あわせて、文部科学省や独立行政法人教員研修センターなどにおいて、安全に関する各種の教職員参考資料を作成しており、各学校や教育委員会において、適切に活用を図ることが望まれる。

特に、学校の管理下で発生した事件・事故に対して医療費などを支給する災害共済給付事業については、独立行政法人日本スポーツ振興センターが給付金の請求手続のオンライン化を進めており、災害共済給付の実施に当たって、様々な事故の具体的な発生状況、事故が発生する場所や時間などに関するデータの集計・分析や分析を踏まえた事故防止のための留意点などの事故防止情報を提供している。また、学校においてもオンラインシステムを活用して様々な事件・事故情報の収集を行うことが可能となっている。学校安全の確保に当たっては、具体的な事例に学ぶ研修を行うことが有効であり、各学校においては、オンラインシステムの導入を積極的に進めるとともに、同センターの分析資料などを活用した研修を進めることが求められる。

3 . 学校、家庭、地域社会の連携の推進

学校外はもとより、学校内も含めて子どもの安全を確保するためには、学校、家庭及び自治会、商店街組織、大学生など多様な層からなる地域のボランティアが協力して子どもを守るための活動を行うとともに、防犯を含む生活安全、交通安全、災害安全などに関して専門的知識を有し、主体的な活動を行っている関係機関や団体と連携して、安全のためのより効果的な取組を進めていく必要がある。

(1) 家庭、ボランティア、関係機関等地域との連携の強化

通学路の安全を含め子どもの安全を確保するために、従来から交通安全指導員による地域での交通指導や「子ども 110 番の家」など各種の活動が行われているが、近年、学校内外における子どもの安全を脅かす事件が発生したことを受け、24,000 のボランティア団体が登下校中の子どもを見守る活動を行っている。(平成 18 年 12 月現在：警察庁調べ)

ボランティアによる学校内外の安全の確保

・地域のボランティアによる学校内外の巡回・警備が行われた小学校（86.7％）

（文部科学省調査 平成17年度）

学校、家庭、地域のボランティア、関係機関等が連携を進め、子どもの安全を確保していくためには、学校での安全教育の内容について情報を積極的に公開するとともに、ボランティアや関係機関等の要望に対して迅速に対応するほか、交流会などの開催、登校時のあいさつなど日ごろから学校と家庭や地域がお互いの顔がわかる関係づくりを進めることが求められる。

そのため、PTA、地域のボランティア、自治会、警察などの関係機関と学校が同じテーブルにつき、意見交換や調整を行う連絡会議（「地域学校安全委員会」（仮称）等）を開催することが極めて重要である。その際、前述した学校安全の中核となる教職員や校長などの管理職が、地域との連絡の窓口として周知され、意見交換・調整を円滑に図ることが求められる。

家庭、地域との協議の場の設置状況

・家庭、関係機関・団体との情報交換会議の開催をしている小学校（93.8％）

（文部科学省調査 平成17年度）

また、このような「地域学校安全委員会」については、地方公共団体による参加や幅広い支援が求められる。例えば、学校が通学路の安全点検などを行った結果、通学路の植込みの伐採や街灯の増設など学校では対応できない措置が必要となる場合がある。このような場合、学校や地域のボランティア等から、例えば市民生活、地域企業、防災・安全全般を担当する行政部局に対して、状況を説明し、対応を求める場としての委員会の活用が考えられる。また、このような行政部局の参加によって、その関係団体等に情報が伝達され、「地域学校安全委員会」への参加や具体的な学校安全活動につながるなどの効果が見込まれる。

なお、保護者が仕事などのために、子どもの安全を守るための活動に参加しにくい状況にあるという指摘がある。企業などにおいては、子どもの安全を守ることを社会的責任の一つとして位置付け、保護者が子どもの安全を守る活動に参加しやすい職場環境を整えることが期待される。

さらに、近年大きな課題となっている防犯に関する取組においては、登下校時間に関する情報や緊急時における不審者情報など様々な情報を共有することが重要であり、学校だよりや緊急電話連絡網、電子メールなどを活用した情報ネットワークなどによ

って、安全に関する情報を伝達する取組を進めることが必要である。

近年個人情報の保護の観点から、子どもの安全を守るための情報について極めて厳格な管理が行われ、結果的に子どもの安全を守ることに支障が生じているのではないかという指摘がある。

例えば、電子メールによる連絡を行うに当たって、必要以上に電子メールアドレスが他者に了知されないような取扱いをすることは必要であるが、家庭や参加者の同意を得て緊急連絡に関する電話連絡網を作成することが、子どもの安全の確保につながることを理解を家庭などに求めていくことが必要である。

学校における安全活動や学校外における見守り活動を行う地域のボランティアについては、各個人ができることを行うという観点から、専門的な知見を有しない方も多数参加している。

そのため、ボランティア自身の安全を確保するという観点から自らの安全を守る手法も含めた一定の専門的な指導を行うことが求められる。その際、現在、文部科学省が実施しているスクールガード・リーダーなどの専門的な知見を持つ者を活用してボランティアの指導を行う体制を構築・充実することが求められる。

また、市町村においてボランティアの活動に当たって、万一の場合に備えた保険を自治体の負担で加入させるといった対応も見られるが、少なくともボランティアが活動する際には保険に加入するよう勧め、その状況を確認するなどの適切な対応を行うことが必要である。

(2) 専門的な知見を有する関係機関等との連携の強化

学校安全を推進していく上で、教職員は一定の安全知識を研修などで修得していることを求められるが、学校安全の取組を充実させるためには、安全に関する専門的な知見を持った者の支援を受けることが重要である。

具体的には、危機管理マニュアルに基づく訓練を実施するに当たって、警察やスクールガード・リーダーの参加を得て、活動の点検・評価を依頼し、マニュアルの改善につなげることや、学校における施設設備の安全点検において防犯や防災の専門家の知見を活用することが求められる。

さらに、学校における防犯教室や交通安全教室を含め、安全教育においても、警察、交通安全団体、消防署等の協力を得ることが重要である。

安全教育においては、事件や災害の実態や発生のメカニズムについて、子どもに理解させることが重要である。特に、防災分野については自然災害のシミュレーションなどを活用して子どもの視覚に訴える教育・指導を行うことも可能であり、教職員が

科学技術の成果など専門的な機関の持つ知見を活用して、教育を行うことができるよう支援する仕組みづくりを進めることが必要である。